

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山口市長 伊 藤 和 貴

市町村名 (市町村コード)	山口市 (352039)	
地域名 (地域内農業集落名)	秋穂二島 (上田・大里・二島)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月15日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地の集積・集約化が十分行われており、「近い将来農地の出し手となる者と農地」はなくなる見込み。
ただし、法人構成員の高齢化により、後継者不足が懸念されるため、後継者の確保が今後の課題となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き、水稻、麦、大豆、露地野菜などの複合的経営を行いながら、土地利用率の向上、低コスト化に取り組
み経営の安定化をはかる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	144 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	144 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

当面の間、目標地図の区域において農業上の利用が行われることを基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地集積・集約化が十分行われており、「近い将来農地の出し手となる者と農地」はなくなる見込み。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画の達成に向けて、担い手の集積・集約化を進めるため、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
集約化は、ほぼ終了していることから、農地の活用は、農事組合法人「二島東」が、現状を維持する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
6次産業化への取り組みを検討し、独自性、ブランド化の研究について、今後地域内で積極的に協議を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業における作業負担を軽減する。 効率化が期待できる作業については、積極的に委託を継続する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①電気柵を使用して、鳥獣被害対策を実施している。
- ②減農薬の取り組みを試験的な実施を継続している。
- ③ドローンを導入し、防除作業等を実施している。
- ⑨飼料用作物の生産を実施している。